

(書評)

角田猛之著 『戦後日本の〈法文化の探究〉 ——法文化学構築にむけて』

(関西大学出版部、2010年7月)

孝 忠 延 夫

一 本書の概要

本書の概要を紹介する前に、憲法学専攻、比較憲法研究をその主たる研究対象とする者が、なぜ本書の紹介・書評をおこなおうとするのか、という疑問に答えておきたい。

まず、第一に、本書の内容が日本における憲法学研究、および比較憲法研究に欠かせない考察アプローチと視点を提示するものだからである。憲法解釈論にとっても同様である。第二に、マイノリティ研究(広義の)に関心をもち、深くかかわってきた者にとって、本書が扱う内容、テーマはいずれも重要であり、その考察から得る示唆は貴重である。そして、第三に、これが最も痛切に感じたことであるが、新たな研究分野の開拓とその方法論の確立(本書では「法文化学」)を明確に志向し、そのための着実な研究成果を積み重ねた集大成としての本書は、伝統的・通説的な法学研究からの「離陸」、近年では「マイノリティ研究」方法論の構築を模索する者にとって大きな励みともなるものだからである。

本書は、角田猛之教授(以下、敬称を略し「角田」と略記させていただく。他の方々も同様に敬称を略記させていただく。)が、1999年から2009年までの約10年間に公表した諸論文をベースにまとめた「法文化」に関する論文集である。「あとがき」にもあるように、それらを「かなり加筆・修正し、法文化と法文化学に関する総論たる『序』章を付したうえで、2部に編成して一書にまとめたものである。」

以下、それぞれの章ごとの内容を紹介してみたい。

1. 「序 法文化と法文化学の概念をめぐって」

ここで角田は、まず、法の2要素とする法規範・体系と法実態・秩序との両者の関係に着目して、「法文化」の概念と機能の一端を次のように説明的・分析的に示す。

「法文化」とは、(i) 個々の法規範や全体としての法体系と、個々の法実態や全体としての法秩序に内在するかそれらの背後に潜在し、(ii) 両者の一体性や整合性を生みだし、確固としたものにするとともに、また時には両者を乖離させ、(iii) 多くの場合に社会実態の下で法規範・体系を修正し、場合によっては「死文化」させるような機能をもはたす、(iv) 意識的、価値的、観念的な諸々の要素あるいはその要素の総体である。」(p.7)

その上で、あらたな学際的領域として自らの提唱する「法文化学」を次のように提示する。

「法文化学」とは、(i) 人々の生活様式や行動=思考様式などにふかくかかわり、したがって基本的価値や理念、またそれらと一体化した感情に裏づけられた、さまざまな規範的事象や現象、(ii) 基礎法学、とりわけ法社会学と法史学や実定法学、および、法人類学をはじめとする他の学問上のアプローチとその成果をもふまえて、主として法哲学・法思想アプローチにより、(iii) 広範な社会的、歴史的、文化的文脈において分析すること、である。(p.7-8)

そして、本論に入る前に、(i) 「文化としての法」と、「文化としての法」に対する二つのアプローチ=「法についてのアプローチ」・「法にあらわれた文化」、(ii) 法と文化のかかわり、(iii) 法文化における方法概念としての「多元性」と「多層性」、(iv) 法文化の多元性、多層性と法文化学の機能、という視点から総論的検討をおこなう。

2. 「第1部 戦後日本の〈法文化の探究〉：法文化をめぐる主要学説」

この第1部は、「文化の探究」、「法哲学・法理学から法文化論へ」、「法社会学・法人類学と法文化(一)」、「法社会学・法人類学と法文化(二)」、「法社会学・法人類学・開発法学と法文化」、そして「開発法学と法哲学・法文化学との交錯」という6つの章で構成されている。これらの章では、恒藤恭、矢崎光圀、千葉正士、及び安田信之のそれぞれの研究内容と研究方法論が、角田「法文化論」、角田「法文化学」の先学者であるという「前史的」位置づけのもとにまとめられており(1-I~1-V)、かかる手法に対する馬場淳、石田慎一郎、長谷川晃、井上達夫らによる批判への応答の中で、角田の見解の明確化がはかられている(1-III、1-VI)。(本稿では、便宜上I~VIを、以下、それぞれ第1章~第6章と記述する。)

第1章「文化の探究」では、主として恒藤恭の法思想がとりあげられ、彼の「文化の類型的把握」などが紹介・検討される。角田によれば、恒藤は、法の本質をめぐる従来の議論における法文化という視点の欠落に批判的警鐘をならし続けた法哲学者である(p.37-)。共同性、社会性、そして実践性という一連の属性をもつ文化は、それを産みだした「文化共同体の存在と不可分離的になしかたで連結することによってのみその文化形象としての生ける機能を営む」と

する恒藤の見解から、角田は、「主観的で局限的な教養としての文化の概念領域をはるかに超えて、歴史的実在としての社会をその考察の土壌とする、経験科学的要素をも内包する法文化への志向——少なくとも『今日の我々の[法文化論への]考察の出発点』を読みとることができる」（p.30）とする。恒藤が法文化の考察を法哲学の必須の構成要素とするがゆえに、また、「あらたな学際的領域たる法文化学にとって不可欠の出発点のひとつである」（p.45）と認識するがゆえに、角田は、「恒藤・法文化論」を冒頭の第1章においたのである。

第2章「法哲学・法理学から法文化論へ」では、主として矢崎光圀の法哲学・法理学がとりあげられる。「批判的経験主義」に基づく、すなわち、法社会学的な経験的アプローチによって法哲学、法思想上の諸問題を考察してきた矢崎は、とりわけ1980年代以降、法文化への関心を顕在化させていく。角田は、この変化を方法論にかかわるものにとらえ、「法思想についての法社会学的考察」と「複線の・複眼的思考＝志向法」を基本的視点とする法文化への関心、という2つの面から検討する。そして、「隣人訴訟」を手がかりとする日常世界と法文化への関心から、ニール・マコーミックと千葉正士に言及しつつ国家法一元論批判、多元的法体制論の重要性の指摘にまでいたった「矢崎・法文化論」を「恒藤・法文化論」と同様「法文化に関する古典たる地位を有する、尽きることのないアカデミックなアイデアと概念の宝庫であり続けることはまちがいない」（p.85）と結論づける。

第3章「法社会学・法人類学と法文化（一）」、第4章「法社会学・法人類学と法文化（二）」では、千葉正士の法文化論、その「アイデンティティ法原理」の内容が詳細に紹介・検討される。法哲学的な根底的概念としての千葉の法主体論は、「現実の世界に現に存在＝実在する国家以外の、多様でかつ自律的な社会・文化組織にも、独立した完全なる法存在＝法秩序の担い手として法主体性という属性を認める」ものであり、多元的法体制をも視野に入れた法主体論を欠落させ、「法を主体なき観念的存在だけに帰して、行動する主体の法を無視する」（p.95）伝統的な近代西欧法学に対する根源的な批判の理論といえよう。この千葉理論のかなめをなす「アイデンティティ法原理」について角田は、多くの紙数を割いて紹介・分析する（pp.98-107, pp.108-132）。

角田は、「法文化のフロンティア」たる千葉・法文化論を評価するにあたってのキーワードを「仮説としての提案」であるとし、アイデンティティ法原理を千葉があくまでも法文化の操作的定義としていたこと（個々の道具概念であるのみならず、定義の全体構造自体も仮説であること）を強調する。その上で、馬場淳と石田慎一郎という二人の人類学者からの批判的検討を紹介することによって、「本質主義的」という馬場などによる批判を超える「ものさし」としての仮説的提示の意義を説くのである（p.129）（石田は、対象範囲を限定し、「法の支配」といった「ものさし」の設定を説く）。また、千葉の枠組みを「グローバルな法の操作的定義」の構想に援用したヴェルナー・メンスキーの理論を紹介し、アイデンティティ法原理が理論仮説として「一法文化の文化的同一性を基礎づける原理」、「〈マクロの法前提〉のなかでも抽象度のもっと

も高い、いわば〈究極の法前提〉に他ならない」(pp.131-2)と評価する。また、同時に、それが完成されたものではなく、千葉も認めていたように「より洗練された『法文化の操作的定義』へとバージョン・アップしていかなければならない」(p.132)のものであるとも明言する。なお、角田は、ここで千葉の「法文化学部」ないし「法文化学科」の構想にも論及している (p.135)。

第5章「法社会学・法人類学・開発法学と法文化」では、前述「千葉・法文化論」と安田信之の「法認識枠組み」とが比較検討されている。

法の認識枠組み、アジア法研究の概念上の分析枠組みについて、その独自の理論を構築してきた安田が、「法をめぐる諸国の社会的・文化的状況の把握をも不可欠のものとして」していること、自らの認識枠組みに導入すべき方法として千葉の法文化に関する研究を念頭においていることに、角田は深い共感を示す (p.139)。

角田は、千葉の操作的定義における「1法原理と3ダイコトミーの計7概念」と安田の認識枠組みの「3法類型・3法理類型・3国家類型・3動態的力」を比較分析する (p.151-)。角田は、安田が、「ある意味で究極の位置づけ」としての国家の類型・概念化を構成しようとしたのに対して、千葉は、「すくなくともダイコトミーというかたちをとった道具概念としては概念化、モデル化」(p.156)しなかった、と述べる。というのは、そもそも千葉の念頭にあったのは、国家法一元論に対するアンチテーゼとしての多元的法体制論であり、「あくまでも個々の国家法・法文化は、多彩・多元極まりない世界の多元的法体制……の1形態にすぎない」(p.155)いからである。ただ、千葉の操作定義において、この国家の契機は、「3ダイコトミー中の『公式法←→非公式法』というダイコトミーのメルクマールとして組み込まれ、内在化されている」(p.156)と捉えられる。

「アイデンティティ法原理」に関する安田の評価を紹介しつつ、角田は、広範な内容と射程を有する法原理を「その分析対象を『地域』集団と『国家』が担う法・法文化に限定するところの」安田の認識枠組みから評価したものであると「評価」している (p.160)。さらに、角田は、安田と千葉の基本枠組みの「接合」を試みる。安田自身が示唆するように「共同法理は千葉の構想する固有法における法前提さらには法文化を規定するアイデンティティ法理と通底するところ」があることを十分に認めつつ、角田は、結論的には、「安田・認識枠組みのなかにアイデンティティ法原理を取りこむためには、かなりの『構造改革』が必要になると思われる」(p.165)と結ぶ。

第6章「開発法学と法哲学・法文化との交錯」では、アジアの多元的法体制と法文化について、安田の「開発法学」における文化の問題、すなわち法文化とアジア的価値論などにかかわる方法論上の問題が、伝統的な学会、研究者をまきこんで論じられるようになったことを受けて、かかる論議への角田のコミットメントと評価を明らかにしようとする章である。

ここでは、安田が21世紀グローバル社会を展望しつつその新たな基本認識を示すべく2005年に公刊した『開発法学：アジア・ポスト開発国家の法システム』(名古屋大学出版会)で明らか

にしたアジア法研究の分析枠組みと認識枠組みの紹介（角田は、これを「安田・新・認識枠組」と呼ぶ）と長谷川晃の見解、井上達夫などからの批判、反批判が紹介・検討される。

井上は、「アジア的価値論」がはらむオリエンタリズムを徹底的に批判し、近代リベラリズムの普遍妥当性を否定するものであるとして、リベラリズムの観点から構成された認識体制批判を擁護、評価する。これに対して、安田は、「西欧的でリベラルな個人主義的人権観を普遍的なものとして押しつける普遍主義の視点をとるものであり」、「西欧型人権を個人主義的人権論としてその限界を指摘し、アジアにおける人権を集団的なもの」とらえる（p.188-）。また、安田は、「アジアの対極に『西欧』世界を想定している以上、この両者間にある地理的、文化的な対比という視点は不可欠のものとなる」が、かかる「対比」は、「一方の視点を普遍化ないし優位化することで他者を無視ないし擁護するという方法」である。それよりは、「二項対立を超えるより普遍的な価値を構想する」方が生産的である、と反批判を行なうのである（p.191）。角田は、今井弘道の見解を引用しつつ、「神々をめぐる闘争」として平行線をたどるよりほかにないのではないかとも思われる、と結ぶ（p.194）。

長谷川は、洋の東西を問わず社会に内包する普遍的ファクターの存在の「かくしん（確信・核心）」を端的に表明する。角田によれば、この二つの「かくしん」を「アジア法認識のための基本的な枠組みのいわば弱のかなめとして構想するのが、〈ハイブリッドな法〉モデルに他ならない」（p.177）。西欧起源のリベラルな価値とアジア固有の価値とのたんなる混合（ハイブリッド）、「充足」ととどまらない『ベスト・ミックス』を社会の法において模索するという意味で『ハイブリッド』を考える、という長谷川の指摘は、安田・新・認識枠組と共通する理論＝認識と実践への目配りという視点」をもつものと評価する（p.181）。

角田は、最後に、安田の見解が法システムの基礎に文化としての法を置き、「そしてその有効性のいわば〈究極のかなめ〉の位置に文化としての法」を据えている点で千葉の主張との親近性を指摘する（p.196）。また、これに対して、法制度の〈究極のかなめ〉に、「自由や平等あるいは立憲主義といった、リベラルな普遍的価値や理念を位置づける」長谷川との方法論上の相違があるとする（p.196）。

3. 「第2部〈宗教と法〉をめぐる〈法文化の探究〉：天皇制・市民宗教・オウム真理教」

この第2部は、「〈宗教と法〉問題へのアプローチ」、「信仰と法学と法文化学」、「宗教が有する公共性（一）」、「宗教が有する公共性（二）」、「〈宗教と法〉をめぐる『ふるい問題』・『あたらしい問題』」、そして「神権天皇制と象徴天皇制における〈制度の断絶性・意識の連続性〉」という6つの章で構成されている。これらの章では、まず「宗教」が扱われている（2-I～2-V）。すでに「序」でも述べられたように、「宗教の存在形態とその機能の、そして他方において、法そのものの存在形態とその機能の高度な多様性、複雑性ゆえに、宗教をめぐる法文化はすぐれて多元的にして多層的な比較法文化の分析を不可欠としている」（p.19）との認識からである

う。また、「法にあらわれた文化」の事例として天皇・皇室をめぐる文化と法について論じられる(2-VI)。(以下、第1部同様I~VIを第1章~第6章として紹介する。)

第1章「〈宗教と法〉問題へのアプローチ」では、〈宗教と法〉問題へのアプローチにはさまざまなアプローチが可能であることをオウム真理教事件を手がかりに示した後、その「さまざまなかかわり方」を把握するための法モデルが検討される。そして、法哲学、法文化学の視点からの「法と宗教問題への分析モデル」が模索され、角田自身の〈宗教から法への動態的把握モデル〉が示される(pp.209-10)。

第2章「信仰と法学と法文化学」では、ホセ・ヨンパルトの信仰と学問の内在的理解(とりわけ「世俗化」に力点を置いて)と法文化比較に関する見解の批判的検討が試みられる。もちろん、ヨンパルトも指摘し、角田も自覚するように学問と信仰という「いわばその問題のたて方自体がはらむ問題性」も重要であるが、角田は、自らの「比較法文化学の視点と方法に依拠すること」を明言する(p.226)。そして、もっとも基本的な出発点となる「宗教」というものとのとらえかたの違い、「教会と国家との分離」と「宗教と国家との分離」の異同について、さらには日本人の「宗教なしの信仰」と多重信仰などについて検討を進める。

第3章「宗教が有する公共性(一)」では、〈宗教自身が有する公共性〉について、アメリカの市民宗教と日本の神権天皇制・国家神道をとりあげることによって、両者の担う公共性の比較をも交えつつ、〈宗教と公共性〉問題が論じられる。

アメリカの市民宗教については、その思想史的系譜、ルソーとトクヴィルの見解の概観、ベラーと最近の見解などに依拠しつつ、市民宗教がもつ「公共性」が検討される。市民宗教は、アメリカの市民的、政治的統合を支える機能を果たしており(その歴史的・典型的な担い手は大統領であるが)、個々人の信教の自由、政教分離との並存を可能とするものとされる(p.252)。

角田は、神権天皇制と国家神道は、機能的には「きわめて大きな公共性を有する『ある種の市民宗教』といいうる」(p.255)とする。「神道ハ宗教ニアラス国家ノ祭祀ナリ」とされた国家神道体制と皇室・天皇とが「国家のかなめ=統合原理として機能したのである」(p.257)。ただ、この「公共性」がアメリカ市民宗教の有する公共性と同質のものか否かについて、角田は、〈市民宗教の公共性〉と対比して〈臣民宗教の皇共性〉と表現すべきものであるし、ルソーがすでに200年以上も前に描き出していた「市民宗教がはらむ危険性」をかかえていたものと結論づける(p.262)。

第4章「宗教が有する公共性(二)」では、オウム真理教への国家、自治体、そして地域住民の対応をとりあげ検討する。破防法と団体規制法の適用問題など、「公安的な視点からのみの」(p.278)徹底した規制(p.267-)、日本社会にまん延した根づよいオウムバッシング(p.273)をとりあげ検討した結果、これらは「日本的寛容」のあり方の問題点を示すものであり、また、それら一連の対応に「市民的な公共性は存在し得ないといわなければならない」(p.277)と結論づける。

第5章「〈宗教と法〉をめぐる『ふるい問題』・『あたらしい問題』」では、あらためて天皇制とオウム真理教の問題がとりあげられる。まず、西洋キリスト教世界との対比で〈一神教のエートスと多神教のエートス〉という視点から分析がおこなわれ、次に、日本型の寛容、信教の自由と政教分離という視点から西洋法文化との比較考察を試みる。

角田が、ここで上記2つの問題を取りあげたのは、戦後50年をはさんで、これらが〈両極へのユレ〉を示し、「多神教のエートスのもとでの法と宗教問題のあり方、ひいてはわが国の法文化の特性が端的に示されている」（p.287）と考えたからにはほかならない。角田は、論者の見解を「多神教のエートスゆえに信教の自由への十全なる配慮を欠き、その結果、多神教のエートスが否定するはずの不寛容な態度、とりわけ宗教的少数者に対する不寛容な対応をも安易に受けいれてしまいがちであるという、わが国の多神教のエートスが有するネガの側面を批判的に指摘している」（p.292）とまとめることによって結びにかえている。

第6章「神権天皇制と象徴天皇制における〈制度の断絶性・意識の連続性〉」では、神権天皇制が有していた2面性、すなわち〈近代性と前近代性〉と〈普遍性と固有性〉についての検討をふまえて、神権天皇制から象徴天皇制への〈断絶性と連続性〉に焦点をあわせ、法哲学、法文化学の視点からの批判的検討をおこなう。

角田は、象徴天皇制が「うちなる天皇制」を持続させている重要なファクターを「宗教＝神道的意味合いを有する天皇や皇室の儀式的、儀礼的ファクター、総じて『皇室典範』」（p.324）であるとする多くの論者との共通認識を示す。現在、多くの日本国民の支持を得ているとされる象徴天皇制は、「いわばアメリカ直輸入の厳格な政教分離の枠組みのなかにありながら、独特の『市民宗教』的イデオロギー性を帯び」（p.325）ることによって、その存続があるとすれば、この「天皇制の運命」、「民主的」正統性は、「第4代象徴天皇の行方によって多く左右されるのではないだろうか」（p.326）とする。

二 法文化論の展開と「法文化学」の構築にむけて

本書の「あとがき」にも明記されているように、本書公刊の目的は、第2部で論じられた個々のトピックからの〈法文化の探究〉の研究蓄積を手がかりとした、学際的領域としての比較法文化学を含む「法文化学」の構築である。角田自身は、本書で提示した「『法文化と法文化学』の概念』はあくまでも暫定的なものにすぎないとし、サブタイトルを「法文化学構築にむけて」とその目標を掲げることしかできなかったと謙抑的に述べる（p.333）。しかしながら、角田「法文化学」の概要は、確かに明示的に述べられていないところ（述べてほしいところ）があるものの、その輪郭をすでに顕わしており、この意味で本書は1つの時代の始まりを宣言し、『宣布』しようとするものと評価できよう。

1. 新たな「ナラティブ」創出による「法文化学」の構築へ

近年、幾つかの学問領域で「ナラティブ」の重要性、その果たすべき役割が評価されている。研究に実証性が求められることは当然であるが、とりわけ新たな学問研究領域の「開拓」・構築には「ナラティブ」の要素が欠かせないと思う。

第1部で、角田が分析・検討の対象とした恒藤、矢崎の法哲学、法思想は、ある意味で研究者にとっては周知の内容であったかもしれない（未公開、未発表の文献を用いているわけではないので）。しかし、角田は、「文化」の問題をどのようにとらえ、「文化」を学問体系のなかに如何に位置づけているかに視点を絞って紹介・検討することによって、彼らの業績に新たな光を与え（考察を加え）、従来とは異なった「顔」（再評価：もちろん積極的な意味で）を見せてくれた。今後、21世紀グローバル市民社会におけるあらためての自覚的考察の必要性、不可欠性を求め、示唆しているようにも読みとれる。

そして、その姿を角田「法文化学」構築のための「先学」であるとの学問的ストーリーを説得的に語ってくれたのである。この手法は、文献の詳細で丹念な読み込みと人柄などを熟知した上でその行間を解釈していく営為の積み重ねを踏まえたうえでないと成功しないのだが、角田はこの作業を成し遂げているように思われる。先述した評者の「評価」はこの点に由来する。

また、21世紀グローバル市民社会における「法と文化」の問題に正面から向き合ってきた2人の研究者、すなわち千葉と安田の理論を角田は詳細に紹介する。角田「法文化学」構築のためには、この2人の理論枠組み、認識枠組みをふまえた上で、それらを「乗り越え」、独自の理論を創造すべきことを自覚しているからでもあろう（「バージョン・アップ」の任務は、まさに角田の肩にかかっているといてもよい）。この2人の理論をこのようなかたちで紹介しただけでも本書は重要な意義をもつが、内外の論者の所説、批判・反批判を通して分析を深めることによって本書の価値を増している。ただ、この部分で、自らの所説を大胆に主張することには抑制的であるようにみえる。とりわけ、従来の伝統的で西欧法中心主義的な見解には、もっと切り込んでほしいのだが（本書に書かれていることを読み込むと当然そうすべきと思われるのだが）、綿密な分析の後の結論が「折衷的な」とりまとめにみえることは残念である（自分の言葉ではなく、他の研究者の言葉でまとめているところなど）。また、あらたな学問領域の「開拓」・構築という、角田の本来の目標からすれば、有力学説、西欧中心的「普遍主義」は克服の対象だと思われるからでもある。

2. 〈法文化の探究〉のためのトピックとしての〈宗教と法〉

本書は、理論・方法論構築にかかわる論述を中心とする第1部と、〈法文化の探究〉のためのトピック、とりわけ〈宗教と法〉問題を論じる第2部とで構成されている。その学問分野の性格もあってか、角田は社会に生じる多様で多彩な事象をめぐる「法文化」の考察をおこなってきた。自らも認めるように関心は「大きく拡散し」ている。しかし、「大きく拡散した私の関心

を、このように全体をカバーしつつ、一応のところ収斂させるのは、法文化という概念である（p.332）る。かかる関心のなかで具体的なテーマ、トピックとして「市民宗教」、「天皇制」などが論じられる。

〈宗教と法〉のかかわりに関するモデルとして角田は、「宗教から法への動態的把握モデル」を提示する（pp.209-10）。このモデル提示の前提的分析は、角田の「8宗教と法問題—欧米と日本の法文化比較をもまじえて」（『補訂版』法文化の探究 法文化比較にむけて）（法律文化社、2001年）などでおこなわれてきた。本書第1部の構成および内容とのバランスからいえば、この〈角田モデル〉の説示をより全面的に展開した上で、そのモデルとのかかわりを明確に示しつつ、各論的テーマ、トピックを論じたほうが角田の目的・意図が読者に明確に伝わったようにも思う（「宗教と法」をトピックとしてではなく、正面から論じてほしかった）。また、いくつかの「事実誤認」的な記述も見受けられる。

3. 「市民的公共性」と「宗教」

アメリカ合衆国憲法冒頭の「われら合衆国国民（We the People of United States）」が内在的に緊張をはらんだ文言であり、歴史的にその内包が広がってきたものであるとともに、やはり何らかの「他者（the Others）」を想定せざるを得ないものであることに評者は関心を抱いてきた。角田の扱う「市民宗教」は、このアメリカ合衆国の「統合原理」、イデオロギーの一つと考えられる。その概念は、必ずしも一義的ではないが、いずれにしても「市民を結びつけるもの」・「市民を繋ぐもの」（樋口陽一）と訳すべき言葉（religion civile）といえよう。

ここで評者の幾つかの率直な疑問を挙げておきたい。

第一に、「公共性」「公的」「公/私」などの論争的な概念を角田がどのように用いているのか、今ひとつ評者には分かりにくい。これらの概念の前提ともなる「市民社会」について、角田がスコットランド啓蒙思想の日本における代表的研究者であることからすれば、いずれもその啓蒙思想の流れを汲む2つの思想的系譜（ヘーゲルらなどと、トクヴィル、ハーバーマスらとの）について深い学識を有しているはずである。しかし、民主主義（国民「多数」の意思）の問題と「市民宗教」の問題をどのようにとらえているのか、分かりにくい。

第二に、公共空間（公共圏）の形成と宗教的言説の問題である。従来の公私区分の見直し、新たな法の創造や民主的討議の可能性にかかわる問題としてアメリカ合衆国でも論議されているようであるが（愛敬浩二など参照）、これらの論議を理解するためにも、角田説を提示してほしかった。

第三に、そして最後に、「われら合衆国国民」に、市民をつなぐものとして角田がいうところの「市民宗教」があるとすれば、ムスリムなどはその典型例であるが、宗教的マイノリティなどは「市民」とはされず、移民国家における永遠の「他者」とされるのだろうか。もちろん、アメリカ社会が「宗教」（広義での）をめぐる同じ認識、同じ制度を共有する「われわれ」とい

う主体によって構成されていないとしてもである。

あるいは、アガンベンのように「古い市民や市民社会概念の崩壊と、それに代わる人間存在と社会関係」構築の可能性を模索するのであろうか。また、ナンシー・フレイザーの説く「従属的な社会集団が自分たちのアイデンティティや利害、必要性について反体制的な解釈を組み立て得るような対抗言説を発明し、伝達する並行的な言説＝討議のアリーナ」としての「対抗的公共性」をも包み込む概念を構想しているのであろうか。

以上、角田の叙述内容を簡潔に紹介し、率直な疑問も提示してきた。評者の思い込みや誤解によるところも多いかとも思われる。が、本書の画期的な意義を紹介するという本書評の目的をご賢察いただきご海容いただきたい。